

## 玉津中学校避難所運営マニュアル【別冊】

- 運営体制役割分担名簿
- 要配慮者への配慮事項
- 「避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）」  
(令和2年6月東成区役所)



---

## ■運営体制役割分担名簿

---

# 地域

---

玉津中学校避難所運営委員会 役割分担表

役割（班名）	所属	氏名	連絡先

※各地域で役割分担名簿を作成・更新し、各地域で管理するとともに、交代時など、引継ぎを行う。



## ■要配慮者への配慮事項

### 【視覚障がい】

<p>主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚の障がいには、光を感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる弱視、見える範囲が狭くなった視野狭窄、特定の色の識別が困難な色覚特性などがあり、その障がいの状態は多様である。</li> <li>○生活環境が突然変わると、日常的な行動でさえも困難になる。また、掲示物など視覚からの情報のみでは情報を受け取れない。</li> <li>○全盲や弱視、視覚狭窄などの場合は、状況が変化したときに単独での行動が困難である。色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別が困難である。</li> </ul>
<p>避難生活で留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。</li> <li>○避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。</li> <li>○館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す。</li> <li>○情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にする。</li> <li>○仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するなど、移動が安全に行えるよう配慮する。</li> <li>○盲導犬同伴の場合は、避難所内で同伴が可能か検討する。状況に応じて別室を用意するなど配慮する。</li> </ul>

### 【聴覚障がい】

<p>主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚の障がいには、完全に聞こえない、補聴器装用により日常会話が可能な人から、装用してもわずかに音を感じる程度の人、補聴器を装用しなくても大きな声での会話なら可能な人など様々で、聴力損失の時期や程度、他の障がいとの重複、社会交流の機会や教育等の事情により、主たるコミュニケーション手段にかなりの違いが見られる。個別の状況に応じたコミュニケーション手段に配慮する必要がある。</li> <li>○聴力損失の程度や発語訓練の有無等により、自分の状態を音声言語で伝えることに困難がある。</li> <li>○サイレンや音声による避難情報等では現状を理解できないため、災害発生時の情報提供の仕組みを作ると同時に、緊急時の対応（避難の仕方、情報アクセスの仕方等）を、日常生活情報として周知しておく必要がある。</li> <li>○外見から障がいわかりづらい。また、声が出ていても聞こえないという障がいをもった人がいるということが理解されにくい。</li> </ul>
<p>避難生活で留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する内容は、必ず文字で掲示・伝達する。</li> <li>○手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明を行う。</li> <li>○避難場所では手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。</li> <li>○在宅避難者には掲示板、FAX、メールを活用した情報提供を行ない、その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。</li> <li>○手話をコミュニケーションの手段として活用できるよう、手話通訳者や要約筆記者の専門ボランティアを避難所等に派遣するように努める。</li> <li>○聴導犬同伴の場合の対応を、避難所内で同伴が可能か検討する。状況に応じて別室を用意するなど配慮する。</li> </ul>

## 【肢体不自由】

<p style="writing-mode: vertical-rl;">主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車椅子やウォーカー等の補助具がない場合、自力での移動が困難である。</li> <li>○脊髄や頸椎の損傷等による体幹の機能障がいでは、発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障がいを伴うことがある。</li> <li>○運動・動作が不自由なため、自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合が多い。</li> <li>○身体が変形や拘縮（関節が固まって動かなくなる）や緊張（体が伸びてしまう）などで、通常の車いすにはうまく座れない場合がある。</li> <li>○車いすを自力で操作出来る人と、自分では動かせない人がいる。また、自分の車いすで座位をとれる人でも、床の上で座位を保てない人もいる。</li> <li>○経管栄養・吸引・導尿など医療ケアが必要な場合がある。</li> <li>○重度心身障がい者・児の場合は、免疫力が低いことが多く、より多くの環境整備が必要である。</li> <li>○筋ジストロフィー、ALS などによる筋力の低下等により、人工呼吸器を使用している人もいる。</li> <li>○自分の意思が伝えにくかったり、知的な障がいを併せ持つ場合がある。</li> <li>○言語障がいがある人もおり、慌てないで聞くことによって、聞き取れる可能性もあるので、落ち着いた対応が求められる。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">避難生活で留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の意向を確認の上、できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。</li> <li>○車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する。</li> <li>○車いすが通れる通路を確保する。</li> <li>○人工呼吸器を使用している場合は、バッテリーなど電源を確保する。</li> <li>○手話をコミュニケーションの手段として活用できるよう、手話通訳者や要約筆記者の専門ボランティアを避難所等に派遣するように努める。</li> <li>○介助犬同伴の場合は、避難所内で同伴が可能か検討する。状況に応じて別室を用意するなど配慮する。</li> </ul>

## 【内部障がい】

<p style="writing-mode: vertical-rl;">主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆心臓の障がい <ul style="list-style-type: none"> <li>○心筋梗塞、狭心症、弁膜症や不整脈などの疾患のため、心臓機能が低下してしまう症状であり、薬物療法やペースメーカーなどで体調の安定を保っており、一定以上の身体活動、心的ストレスにより心臓に負荷がかかると、呼吸困難や狭心症の発作などの症状が起こるため、医療的ケアが必要な場合がある。</li> </ul> </li> <li>◆腎臓の障がい <ul style="list-style-type: none"> <li>○体内の水分や塩分の調整、老廃物の排泄、血圧等の調整が困難なため、食事療法や身体活動の制限があり、大多数の人が定期的な人工透析を必要とする。</li> </ul> </li> <li>◆呼吸器の障がい <ul style="list-style-type: none"> <li>○気管や肺の疾病等によりガス交換（酸素と二酸化炭素の交換）が十分行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、酸素療法が必要な場合がある。</li> </ul> </li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">避難生活で留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人工透析を受けられる病院を早急に探す。</li> <li>○医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。</li> <li>○食事制限の必要な人を確認する。</li> <li>○医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。</li> </ul>

## 【知的障がい／発達障がい】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆知的障がい           <ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的に見えないことや将来起こりうる状況を想定したり、複数の情報をいっぺんに把握したり、これらを総合的に考慮して判断したりすることが困難である。(障がいの程度は、常時介護が必要な人から、会話でのやりとりや抽象的な話題が苦手な人まで様々である)</li> <li>○急激な環境変化への対応が苦手で、時にパニックに陥ったまま固まってしまう、大きな声を上げてしまうことなどがある。</li> <li>○コミュニケーションにおいては、わかりやすく明瞭かつ具体的な言葉で、ゆっくり話しかけるようにする。あるいは、イラストや写真、カード、コミュニケーションボードを使うなど視覚面も含めたコミュニケーションをするなど、配慮が必要となる。</li> <li>○緊急時の対応(避難の仕方、消火器の使い方等)を、日常生活において支援者とともに練習しておく必要がある。</li> </ul> </li> <li>◆発達障がい           <ul style="list-style-type: none"> <li>○とっさに人と気持ちを交わすことが難しく、突発的な状況の急変を読み取れない。</li> <li>○言葉だけでは、災害の怖さや避難の必要性などをイメージしたり、理解したりすることができない場合がある。</li> <li>○いつもと違う状況や変化が起きると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりすることがある。</li> <li>○触られるのを嫌う人や、子どもの泣き声や大きな声におびえる人もいる。</li> <li>○声を掛けても反応しなかったり、オウム返しであったりと言葉でのコミュニケーションが困難な場合がある。困っていることを伝えられない場合もある。</li> <li>○感覚が過敏なために、集団の中に入れなかったり、子どもの声や泣き声でパニックになったりすることがある。逆に、感覚の鈍さがあり、出血しても平気でいたり痛みを訴えたりしないことがある。</li> <li>○一見、障がいがあるようには見えない人が多くいる。</li> </ul> </li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">避難生活で留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。</li> <li>○具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく情報を伝える。</li> <li>○絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。</li> <li>○大きな声を上げたり、飛び跳ねたり、独り言を言ったりといった障がい特性から、避難所など多人数と空間を共有する場合には、他の避難者など周囲とトラブルが起きやすい。個室や仕切りのある部屋など限定された空間を用意するなど配慮する。</li> <li>○障がい特性により避難所での生活が難しく、家族単位で自宅や車中で避難生活を送る場合があるが、親など家族が障がい者本人から離れられず救援物資や情報の提供網から漏れる場合がある。避難所に生活していない世帯にも物資や情報が行き届くよう配慮する。</li> <li>○心身の不調などを自ら説明することが難しいため、外形的に見えにくい傷病などが深刻化する場合がある。心や身体の不調がないか、特に留意する必要がある。</li> </ul>

## 【精神障がい】

主な特性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時には、精神的な動揺が激しくなる場合や、必要な訴えや相談ができなくなる場合がある。</li> <li>○孤立しないよう家族や知人と一緒に行動できるようにする。</li> <li>○多くの場合、継続的な服薬や医療的なケアが必要である。</li> </ul>
避難生活で留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援を行う。</li> <li>○具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。</li> <li>○医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮するように努める。</li> </ul>

## 【アレルギー疾患】

主な特性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については、頻度が多く、かつ、重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が入っている場合は、明示することも必要になる。</li> <li>○その他、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチンもアレルギーを引き起こす食物であることが知られているので、注意が必要である。</li> <li>○人工透析患者や糖尿病患者の場合は食事や医薬品の制限等があること、高齢者の場合はやわらかい物が必要であること、また、宗教上の理由により食事制限等があることについて配慮が必要である。</li> </ul>
避難生活で留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資の供給においては、アレルギー反応等で個別に用意する必要がある家族は自主的な確保について事前に周知することが必要である。</li> <li>○動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所内でのペットとの同居は原則禁止する。</li> </ul>

## 【難病】

主な特性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○疾病により状態が様々で、疲れやすい人も多い。(筋力・運動機能の低下した人、心臓や呼吸器、消化器など内部障がいのある人、視覚障がいのある人、時差・日差変動のある人など)</li> <li>○外見上はわかりにくい症状(痛み、倦怠感等)に悩まされることも多く、症状が重くなったり軽くなったりし、無理をすると悪化する場合が多い。</li> <li>○特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアを必要とする人がいる。</li> <li>○人工呼吸器、吸引器、人工透析器、在宅酸素、経管栄養等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。</li> </ul>
避難生活で留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人工透析患者については、透析医療の確保を図る。(確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内)</li> <li>○人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。</li> <li>○緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送する。</li> </ul>

## 【要介護高齢者／要支援高齢者】

<p>主な特性等</p>	<p>◆ひとり暮らしの高齢者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。しかし、屋内では手すりや杖等の支えにより、自力でゆっくりと行動できても、屋外では見守りや介助が必要となる場合もある。</li> <li>○避難所における各種情報の察知が遅れる場合がある。</li> <li>○夜間は家族と同居している高齢者でも、家族が出勤中の昼間は独居となる高齢者もいる。</li> </ul> <p>◆認知症の高齢者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障がい、妄想、徘徊などの症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。</li> <li>○単独での避難生活が難しく、徘徊して思わぬ場所で無用のケガ等を負うおそれがある。</li> </ul>
<p>避難生活で留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。</li> <li>○本人の意向を確認の上、出入口やトイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をするように努める。</li> <li>○プライバシーに配慮した介護スペースの確保に努める。</li> <li>○認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</li> </ul>

## 【乳幼児】

<p>主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児期は心身面の発達が著しい時期である。</li> <li>○乳児期は、欲求等を言葉で訴えることができないため、乳児の状況をよく観察し、保育することが大切である。また、この時期の哺乳は、健やかな成長と生命の維持のため不可欠である。</li> <li>○幼児期は食事、排泄、就寝、衣服の着脱など、基本的な生活習慣が確立する大切な時期である。また、社会性も芽生え、行動も活発化するが、危険を判断し的確な行動をとることが困難である。</li> <li>○乳幼児は免疫力が弱く、大人に比べ体力もないことから、風邪など感染症にかかりやすく脱水症状を起こしやすくなる。また、放置すると生命の危機に及ぶため、早期の手当と室内環境を整えることが大切である。</li> <li>○保護者がいても、複数の乳幼児を抱えている場合は、避難誘導等で支援を要する場合がある。</li> </ul>
<p>避難生活で留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。</li> <li>○プライバシーに配慮した授乳や着替えの場所を速やかに確保する。</li> <li>○育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげるように努める。</li> </ul>

## 【妊産婦】

<p>主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠の時期は、母体の健康だけでなく健やかな子どもの出産に向けて重要な時期であると同時に、妊婦の心身の変化が大きい時期である。</li> <li>○妊娠初期は、特に流産しやすい時期だが、体型などの変化はあまり見られず外見上ではわかりにくいことから、周りの注意が必要である。</li> <li>○妊娠中期は、つわりなどの症状もおさまり安定期に入るが、妊娠24週ぐらいから腹部が大きくなり、腰痛やむくみなどの症状が出やすくなる。</li> <li>○妊娠後期は、出産に向かい準備をする時期であり、分娩に備え、より一層の健康管理が重要となる。体重も増加し、腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きがとりにくく、ちょっとした歩行でも息があがり易くなる。</li> <li>○出産後、母体が妊娠前の状態に戻る産後6週から8週までの時期を産褥期といい、この時期は、十分な休養をとる必要がある。また、精神的にも身体的にも負担がかかりやすい時期である。</li> </ul>
<p>留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○十分な栄養（栄養食品等）が取れるように努める。</li> <li>○居室の温度調整（身体を冷やさないように）ができるように努める。</li> </ul>

## 【日本語に不慣れな外国人】

<p>主な特性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語を十分理解できない場合は、掲示等における漢字表記が理解できないなど、災害情報や避難情報などの伝達が困難な場合がある。</li> <li>○地震・津波や台風などの無い国からの外国人は、これらに対する災害経験が極端に少ない、又はまったく無い場合があるため、例えば、大地震後の余震や津波など災害の特性とその対応について十分周知する必要がある。</li> <li>○言葉の障壁だけではなく、文化や習慣等の違いのため、避難所生活に困難が生じることがある。特に、宗教等に起因する服装や食事、入浴等の習慣の違いが大きい。</li> <li>○普段から言葉の障壁等もあって地域社会に溶け込んでおらず、災害時に孤立してしまう場合がある。</li> <li>○在住外国人は、多くの場合、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で行くことができるほか、積極的な防災活動を行う潜在能力がある。</li> </ul>
<p>留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用する。</li> <li>○宗教・文化の違いに配慮する。（食事、拝礼の習慣等）</li> <li>○通訳、翻訳者の配置をするように努める。</li> </ul>

避難所開設・運営ガイドライン別冊  
(新型コロナ禍版)



令和2年6月

大阪市東成区役所

本ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）は、新型コロナウイルスが流行している状況下において、避難所開設や運営時における感染拡大の防止を目的にとりまとめたものです。実際の運用においては、本ガイドラインを参考にして、各避難所（地域）の実情に応じて、個別にマニュアルを作成して下さい。

なお、一般的な避難所開設・運営は、「避難所開設・運営ガイドライン」を参照してください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

# 「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と  
**十分な距離を取る!**

2メートル

窓やドアを開け  
**こまめに換気を!**

**屋外でも密集するような運動は避けましょう!**  
少人数の散歩や  
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!  
・多人数での会食は避ける  
・隣と一つ飛ばしに座る  
・互い違いに座る

会話をするときは  
**マスクをつけましょう!**

5分間の会話は  
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは  
**会話を慎みましょう!**



## 目次

	頁
★ 新型コロナ禍における避難所開設チェックリスト （避難所開設、避難者受入の流れ）	4
1 新型コロナ禍における避難所	5
2 災害時避難所の役割分担	6
3 施設の開錠	6
4 必要物品の準備	7
5 受付の設置	7
6 療養スペースの設置	7
7 人員の配置	8
8 避難者の受付	9
9 療養スペースの入所と運営	10
10 一般避難スペース入所後の留意点、周知事項など	11
11 訪問者の受入	13
12 在宅避難者、車中泊避難者等への対応	13
13 避難所担当者の感染予防と注意点	14

★ 新型コロナ禍における避難所開設チェックリスト（避難所開設、避難者受入の流れ）

□施設の開設

- 地域自主防災組織又は、区職員の到着後に開設
- 地域自主防災組織及び区職員の2名で、建物周辺、内部及びの安全確認
- 避難者には、グラウンド・体育館で2mの間隔を保ちながら待機するよう呼びかけ



避難者振分け

□準備

- 避難者振分受付用備品配置
- 受付掲示
- 区職員2名がマスク、手袋、フェイスシールドを着用

□避難者の振分け（「熱咳等症状者」の区分）

- 避難者の検温（事前検温を推奨）
- 一般避難者と熱咳等症状者に区分
- 熱咳症状者への健康管理アプリ説明

避難スペース準備

□準備

- 一般避難者スペース用キット（A）・熱咳等症状者スペース用キット（B）を配置
- 避難スペースの動線確保
- カラーコーン・ポールで立入制限表示

□避難スペース内

- 一人当たり原則4㎡（療養スペースは6㎡）、通路2mをビニールテープでレイアウト
- キットに従いスペース名称等を掲示（リスト②参照）

開設キットを活用し同時進行



□2種の避難スペースに誘導

- 一般避難者用・熱咳等症状者用の避難スペース受付に誘導



一般スペース

□入所受付

- 地域自主防災組織2名1組で実施

□名簿の作成

- 「避難所受付簿」作成（様式別4-1）

療養スペース

□入所受付

- 区職員2名1組で実施

□名簿の作成

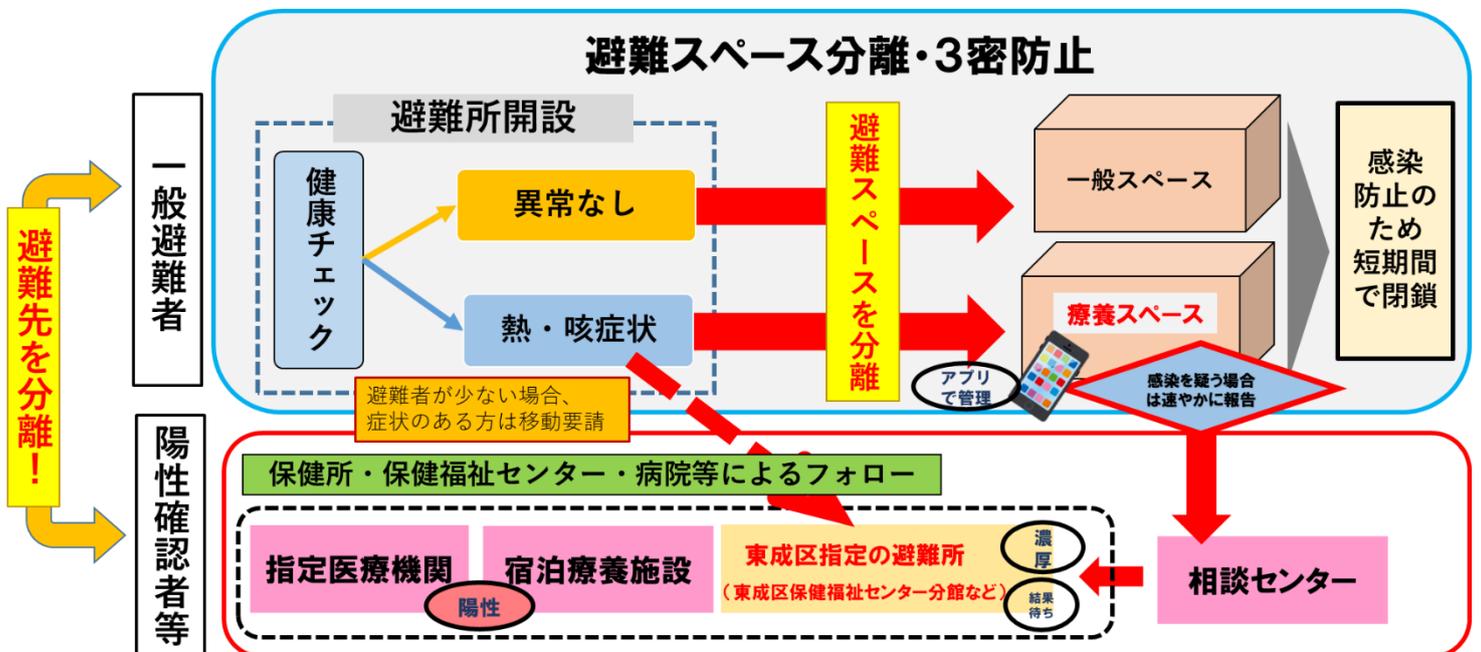
- 「避難所受付簿（療養）」作成（様式別4-2）

# 1 新型コロナ禍における避難所

- 避難所の開設期間は、新型コロナ禍では拡大防止の観点から災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本とします。
- 災害発生時、自宅で寝食ができない方が避難者として来られることとなりますが、新型コロナ禍では、避難者を次のように区分けします。
  - 新型コロナウイルス陽性者・・・指定医療機関または宿泊療養施設
  - 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者
  - 新型コロナウイルスPCR検査結果待ちの方
  - 上記以外の方（一般避難者）・・・災害時避難所
 }・・・区指定避難所（区保健福祉センター分館など）
- 一般避難者のうち、熱・咳症状のある方については、災害時避難所内の「療養スペース」に入っただき、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は速やかに「相談センター」へ報告してください。
 

また、台風による自主避難等、避難者が少ないと想定される場合、熱・咳症状のある方は、災害時避難所ではなく、直接、区指定避難所（区保健福祉センター分館など）へ移っていただく場合があります。
- 避難者の区分け、避難所の集約・閉鎖には、開設当初から避難者に説明し理解と協力を得ることが必要です。
- 自宅建物が被災しているなど引き続き避難が必要な方については、みなし仮設住宅などに入所していただきます。
- 退所後のみなし仮設住宅などの相談窓口は、区災害対策本部に設けます。
 

※みなし仮設住宅への入居には相応の期間を要することが見込まれます。



## 2 避難所の役割分担

- 避難所は、区役所職員、地域自主防災組織及び施設管理者（学校長等）が協力しながら運営を行うこととなりますが、夜間等につきましては、派遣できる職員に限りがありますので、地域自主防災組織が主体的に活動していただくことが想定されます。特に、避難所運営にかかる様々な要望等がある中で、新型コロナ禍におきましては、避難者だけではなく、地域自主防災組織や施設管理者等、避難所運営に携わる方々への感染を防止する必要があります。

そのため、避難所における役割を次のようにあらかじめ定めめます。

	開錠	物品 準備	設営	避難所運営		
				受付	一般 入 <sup>レ</sup> -入	療養 入 <sup>レ</sup> -入
区役所職員等	○	○	○	△	△	○
地域自主防災組織	○	○	○	○	○	—
施設管理者	△	△	△	—	—	—

〔○：主体的に実施、△：必要に応じて協力〕

- 区役所職員が速やかに駆けつけることができないことも想定されます。区役所職員等がない場合、地域自主防災組織は、避難者の安全を確保しながら避難所開設・運営を行っていただき、区災害対策本部に応援要請を行います。

## 3 避難所の開設

- 次の場合に、原則として、区災害対策本部長（区長）が避難所開設の要否を判断します。

**地震**・・・区内に震度6以上の地震が発生

（震度5強以下の場合は、被害の状況に応じて地域自主防災組織の判断で開設することも想定されます。）

**水害（河川氾濫等）**・・・警戒レベル3（高齢者等は避難）以上になる見込み

**台風**・・・大阪府の予想最大風速 30m/s 以上の強い台風が大阪市域に上陸、または接近するおそれがあるとき

避難所開設が必要と判断した場合は、区役所職員等が施設に出向き開設します。

区役所職員等の到着が遅れる場合などには、地域自主防災組織や施設管理者等が、区役所職員等に代わって開設します。

- 避難所施設開設後、区役所職員等及び地域自主防災組織は、目視による施設の安全確認を行います。
- すでに避難者が集まっている場合、区役所職員等及び地域自主防災組織は、避難者をグラウンド・体育館で2mの間隔を保ちながら待機するよう呼びかけます。〔呼びかけ文例参照〕

## 4 必要物品の準備

- 区役所職員等と地域自主防災組織が協力して、避難所運営に必要な物品を備蓄倉庫から取り出します。

### 【受付必要物品】

- |                                   |                                       |                                     |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非接触型体温計  | <input type="checkbox"/> 消毒液          | <input type="checkbox"/> 机（施設から借用）  |
| <input type="checkbox"/> サージカルマスク | <input type="checkbox"/> 筆記用具         | <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム |
| <input type="checkbox"/> フェイスシールド | <input type="checkbox"/> 消毒用ペーパータオル   | <input type="checkbox"/> 表示物        |
| <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋   | <input type="checkbox"/> 体調確認票（様式別13） |                                     |

### 【一般避難スペース必要物品】

- |                                     |                               |                                     |
|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> サージカルマスク   | <input type="checkbox"/> 消毒液  | <input type="checkbox"/> 机（施設から借用）  |
| <input type="checkbox"/> フェイスシールド   | <input type="checkbox"/> 筆記用具 | <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム |
| <input type="checkbox"/> 消毒用ペーパータオル | <input type="checkbox"/> 表示物  | <input type="checkbox"/> アルミマット     |
| <input type="checkbox"/> 足ふきマット     | <input type="checkbox"/> 毛布   | <input type="checkbox"/> 書類一式       |

### 【療養スペース必要物品】

- |                                     |                                 |                                     |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> サージカルマスク   | <input type="checkbox"/> 消毒液    | <input type="checkbox"/> 机（施設から借用）  |
| <input type="checkbox"/> フェイスシールド   | <input type="checkbox"/> 筆記用具   | <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム |
| <input type="checkbox"/> 防護服        | <input type="checkbox"/> 表示物    | <input type="checkbox"/> パーテーション    |
| <input type="checkbox"/> 消毒用ペーパータオル | <input type="checkbox"/> 毛布     | <input type="checkbox"/> エアベッド      |
| <input type="checkbox"/> 足ふきマット     | <input type="checkbox"/> アルミマット | <input type="checkbox"/> 書類一式       |

## 5 受付の設置

- 区役所職員等と地域自主防災組織が協力して、玄関付近など適切な場所に受付を設置します。
- 受付用に長机2本、「体調確認票」記載台用に長机4本を設置します。
- 受付に非接触型体温計2個、消毒液、サージカルマスク、消毒用ペーパータオルを設置します。

## 6 療養スペースの設置

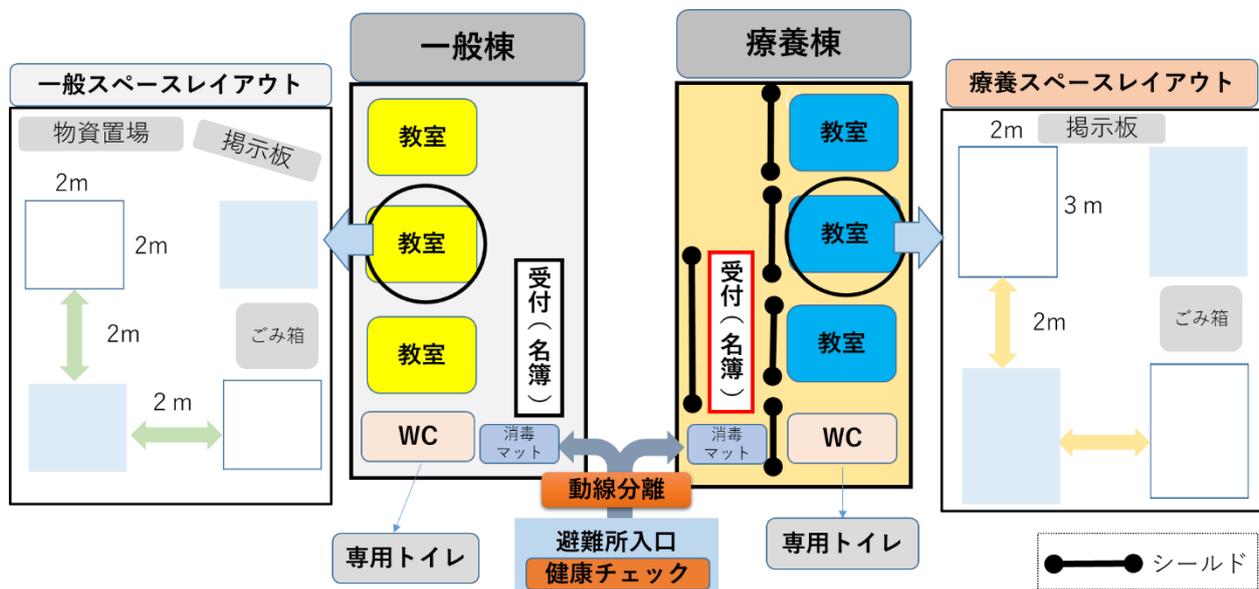
- 「一般避難者」と「熱咳等症状者」が接触しないよう、施設管理者と協議のうえ、避難所内に一般の避難スペースとは別に、熱咳等症状者専用の療養（隔離）スペースを設置します。（区役所職員等と地域自主防災組織が協力して設置します。）
- 療養スペースは、避難所内の別棟を原則とし、困難な場合は専用階又は一般避難スペースとできるだけ離れた専用室を設けます。（あらかじめ設定しています。）
- 専用階又は専用室の場合は、一般避難スペースと階段などを共用しないよう階段を指定し、動線分離を図ります。

- 一般避難スペースと療養スペースそれぞれの入口に受付用の長机と足ふきマットを設置します。
- 一般避難スペースの室内に毛布とアルミマットを用意します。
- 療養スペースの室内に毛布、アルミマット、エアベッド、パーティションを用意します。
- 療養スペースの入口や各階の廊下で一般スペースとの境界に、カラーコーンやトラテープなどで立ち入り制限エリアと目で見えるようにしておきます。

※「熱咳等症状者」とは・・・

- 37.5℃以上の発熱のある方
- 咳、くしゃみなどの症状のある方

※レイアウトイメージ



## 7 人員の配置

- 地域自主防災組織は、避難所受付と一般避難スペースを担当します。
- 区役所職員等は療養スペースを担当します。
- それぞれの担当者は、サージカルマスク、使い捨て手袋、フェイスシールドを必ず着用します。
- 全ての準備が整い次第、区役所職員等が区災害対策本部へ開設準備完了の報告を行います。(区役所職員等がない場合は、地域自主防災組織が区災害対策本部へ報告を行います。)

## 8 避難者の受付

- 受付は地域自主防災組織が担当します。（地域自主防災組織がない場合は、区役所職員等が担当します。）
- 避難所の受付においては、受付者はマスクと手袋、フェイスシールドを必ず着用します。
- 避難者の安全確保の観点から、施設の安全確認、受付の準備が整うまで、拡声器やメガホンを利用し大きな声で「一般避難者」と「熱咳等症状者」にわかれてグラウンド等での待機すること、混雑した状況であっても、2メートル程度間隔を空けて並んでもらうこと、発熱や体調が悪い方は申し出ることを、掲示するとともに繰り返しアナウンスします。（呼びかけ文例感染症バージョン）
- 次の事項に該当する避難者がいらっしゃる場合は、速やかに区災害対策本部へ報告のうえ、それぞれの施設へ移動するよう依頼します。

新型コロナウイルス陽性者・・・指定医療機関または宿泊療養施設

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者

新型コロナウイルスPCR検査結果待ちの方 }・・・区指定避難所  
(区保健福祉センター分館など)

- 避難者に体調確認票（様式別13）の本人記入欄を記入してもらいます。
- 避難スペースへの入口において、非接触型体温計で体温測定を行い、聞き取りによって体調確認票（様式別13）による体調を確認し、「一般避難者」と「熱咳等症状者」に振分けます。
- 受付では、検温する担当と体調確認票（様式別13）を記載する担当の2人1組で行います。
- 体調確認票（様式別13）は、避難者へ返却し、一般避難者スペース、又は療養スペースの受付に持参していただきます。
- 体温が37.5℃以上または体調確認票（様式別13）で該当する項目がある方を、区役所職員等が療養スペースの入口まで案内します。（小学生以下の子どもが対象者の場合は、保護者も同伴して案内します。）  
ただし、区災害対策本部が、熱咳等症状者を区保健福祉センター分館へ集約させることを決めている場合は、速やかに区災害対策本部へ報告のうえ、移動するよう依頼します。
- 体温が37.5℃未満かつ体調確認票（様式別13）で該当する項目がない方を、地域自主防災組織担当者が一般避難スペースの入口まで案内します。



- 避難者は消毒液で手指消毒していただき、マスクを着用していない人は備蓄のマスクを着用していただきます。
- 筆記用具等共用物品は、使用後毎回、次亜塩素酸を含ませたペーパータオルでふき取ります。

- 受付場所等に避難所配置図、避難所での生活ルール（様式別1）、新型コロナ禍であること、避難所開設日数は災害救助法に基づく内閣府告示による日数（7日以内）を基本であることを、目立つ場所に張り紙を掲示するなどして周知を図ります。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患のある人は壁で仕切られた居室にダンボールベッドやダンボールで間仕切りを設置するなど配慮します。

## 9 療養スペースの入所と運営

- 療養スペースは区役所職員等が担当します。
- 療養スペースに入所する時は、サージカルマスク、防護服、使い捨て手袋、フェイスシールドを必ず着用します。

### ① 療養スペースの入所

- 入所時の検温、避難所内での定期的な検温で 37.5℃以上の発熱が確認された場合や、体調不良の申し出があった場合は、直ちに療養スペースに案内し他の避難者と接触しないようにします。
- また、小学生以下の子供が対象者の場合は、保護者も同伴して移動するようにします。
- なお、移動後に発熱が収まった場合や、体調不良が改善した場合でも、一般避難スペースに移動することは不可とします。
- 療養スペースの入口に消毒液を浸したマットを敷き、必ず踏んでから入所するようにします。
- 療養スペースの入口で体調確認票（様式別13）を回収します。

### ② 療養スペースの運営

療養スペースは「熱咳等症状者」が入所することとし、当該スペースは、大阪市災害時保健師活動マニュアルを参考に、原則として区役所職員等が対応します。

- 療養スペースでは、一人当たりのスペースは原則として 6 m<sup>2</sup>とし、出入口に、消毒マット、飛沫防止用ビニールシートを設置します。
- 出入口付近に、手指用の消毒液を備えておきます
- 療養者は必ずマスクを着用し、療養（隔離）スペースから外に出ないこと、指定したトイレ以外を使用しないことを徹底します。
- 食事の配布は、直接手渡さず、置き場所を決めて配布します。
- 複数方向の窓を開けるなど、空気の流れができるように定期的に換気を行います。
- 避難者が個々のスペースを確認できるよう床にビニールテープで印を付けておきます。（共通）
- できる限り、ダンボールやパーテーションで個室をつくります。
- 各避難者にゴミ袋を支給し、汚物やごみは密閉しスペース内の所定場所に置いておくようにします。
- ごみは、区役所職員が収集し廃棄場に持って行くようにします。
- 注意事項については、掲示し周知徹底を図ります。（共通）
- 入室者を濃厚接触者として扱わなければならない可能性が生じるため、療養室に入室する際は、サージカルマスク、防護服、手袋、フェイスシールド等を着用することが望ましい。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を疑う場合（以下の厚生労働省・相談の目安、又は陽性者との濃厚な接触歴がある等）は、速やかに各避難所を巡回する保健福祉班及び大阪市新型コロナウイルス受診相談センター（電話：06-6647-0641）に報告します。

帰国者・接触者相談センター等への相談の目安

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 2020年5月8日

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・ 重症化しやすい方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ・ スペース内避難者の容態が急変した場合は、救急車を手配します。

10 一般避難スペース入所後の留意点、周知事項など

- ・ 一般避難スペースは地域自主防災組織が担当します。

① 基本的事項

- ・ 避難者の健康状態をチェックするため、体温計を常備し、毎日朝、夕に体温測定を行い、検温結果や体調の変化などを毎日「健康記録表」（様式別14-1）に記載することをルール化しておきます。
- ・ 体調に異変を感じた場合には、運営担当者にすぐに申し出ることを周知します。
- ・ 検温の結果、37.5℃以上の発熱がある場合は、直ちに療養スペースに移動し、区災害対策本部に連絡します。
- ・ 倦怠感、臭覚、味覚障害、咳など体調に異変を感じた場合も、同様の措置を講じます。
- ・ 避難所の各所に消毒液を配置するとともに、うがいや手指消毒の励行、マスクの着用や咳エチケットの遵守することなど、居室をはじめトイレや洗面所などの目に付きやすい所に掲示します。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する（口・鼻を覆う）  
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う  
袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする  
咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う  
2 ゴムひもを耳にかける  
3 隙間がないよう鼻まで覆う

- ・ なお、「避難所エチケット徹底」、「衛生環境確保」及び「換気・スペースの確保」については、「避難所における感染対策マニュアル」を参考にし、適切に行います。

- 衛生環境を整えるため、避難所物品等は定期的に、また、目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃します。

「避難所における感染対策マニュアル」

2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

② 一般避難スペースへの入所

- 一般避難スペースの入口に消毒液に浸したマット（毛布やバスタオル等でも可）を敷き、必ず踏んでから入所していただきます。

消毒用マットの作り方：次亜塩素酸ナトリウムで浸す 又は  
塩素系漂白剤（台所漂白剤等）を濃度0.05%に薄めたもので浸す

- 居室は土足禁止とし、用意しておいたビニール袋に個人別に靴を入れてもらいます。
- 車いすはマット通過後に、車輪をふき取るようにします。
- 手洗いは石鹸又はハンドソープで30秒程度しっかり洗うようにします。
- 手をふくタオルは共有せず、個人の持ち物又は使い捨てペーパータオルを使用します。

正しい手の洗い方



居室スペース

- 一人当たりスペースは概ね4㎡を基本とします
- 居住スペース間は、少なくとも2mの距離を保ちます。
- 世帯ごとなど区画を、パーティションで間仕切るなど感染防止に努めます。



③ 居室における注意事項（様式別17を入所時に配布するとともに室内にも掲示）

- マスクを終日着用し、食事などでマスクを外した時はポケットに入れたり、机などに放置したりしない。
- マスクを触った後は必ず手洗いする。
- 複数方向の窓があれば両方開ける、窓が1カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れることができるように換気する。（目安：1時間毎、10分）
- 手洗い時のタオルは、各自の持ち物を使用。使い捨てペーパータオルを利用する場合は、使用後にゴミ袋に廃棄して、他の人の持ち物に触れない。
- 外出から戻った際は、上着・荷物・カバン等は部屋に持ち込む前に入口の外でほこりを払い、濡れているときはふく。必ず石鹸での手洗いを励行する。
- 感染予防の観点からも口腔内を清潔に保つため歯磨きを励行する。

- 面談する場合は、最低2mあけて、テーブルなどでは向かい合わせにならないように着席し、15分以上にならないようにする。
- 感染の可能性のある人に接触したら、マスクを取り替え、手洗いし、衣服も着替えるか消毒する。
- スリッパ等の室内履きも共有しない。
- 食事は同じ方向に並んで座るようにする。向かい合わせは禁止。
- 食事は家族単位とする。ほかの避難者と集まって食べない。
- 食器は使い捨てにする。
- ゴミ袋を配布して家族単位でゴミを集めて密封し、ゴミ集積場所に廃棄する。
- 寝る場所はできるだけ床から高くして床からほこりを吸い込まないようにする。
- 共用で触るところ（ドアノブ、引き戸口、テーブル、窓ガラス、手すり、水道栓など）は定期的（1時間毎程度）に消毒液でふき取る。
- 簡易トイレを使用した場合、袋は使用のたびに交換する。
- 療養（隔離）スペース避難者のエリアには入らない。
- 感染予防のため、避難所からの外出は必要最小限にする。

## 11 訪問者の受入

- 新型コロナ禍では原則として避難スペースに面会者を入れないこととします。
- 面会室を設ける場合は、訪問者が避難所内に入る場合（様式別12）は、検温を行い、発熱や咳など感染症の症状がある場合は、入所を断ります。
- 訪問者には氏名・連絡先を記載できる名簿を作成しておきます。
- 入所時の手洗い、手指消毒を行っていただきます。
- マスクを着用されていない場合は提供します。
- 車いすや介添えで接触が必要な時は、お互いに手洗いと消毒を行います。
- テーブル、椅子など触れる場所を使用前、使用後には消毒します。
- 対面での接触は、行わないこととします。
- 電話やメール等で、済むことは訪問を控えるように促します。
- なお、マスコミなどの取材等は、原則として断ることとします。

## 12 在宅避難者、車中泊避難者等への対応

- 感染症流行時には、可能な限り在宅避難や知人宅等避難を呼びかけます。
- 避難者の支援については、避難所で生活する人だけでなく、在宅または車中、テントにて避難生活をされている人も対象とします。
- 在宅避難等を予定されている方には事前に配給等の方法について周知しておきます。

## 13 避難所担当者の感染予防と注意点

### ① 手洗いの実施

- ・ 入所時・面談後・食後など都度手洗い、消毒を行います
- ・ 手洗いは、石けんやハンドソープで 30 秒程度しっかり洗うようにします。
- ・ タオルは共有せず、自分用を持参しておきます。
- ・ 避難者と訪問者（避難スペース内に入れない）にも手洗いを勧めます
- ・ 手洗いでできない時のために、ウェットティッシュや手指消毒液などを携帯します。
- ・ アルコール消毒等は、1 回の消毒に 2 ミリリットル以上手にとり、15 秒以上手に刷り込むことが必要です。

### ② マスクは常時着用

- ・ 飛沫感染を防ぐため、会話中は絶対外さないようにします。
- ・ マスクは、汚れていると考え、表面をさわらず、耳ひもを小指で着脱します。
- ・ マスクを着脱した後は手を洗い、はずしたマスクをポケットに入れないようにします。

### ③ 対面・対話の注意点

- ・ 対面で会話する時は、2m 程度離れるなどなるべく間隔を空け、手の届く距離に近付かないようにします。
- ・ 正面向かっての会話を避けて対角になるような位置を心掛けます
- ・ 部屋のドアや窓を随時開放し、換気します
- ・ 対話時間は短くし、15 分未満で休憩を取るなどします。

### ④ 避難所運営の留意点

#### （清掃）

- ・ 多くの人がかかる場所は、定期的（1 時間毎程度）に消毒することや、見過ごさないようにします。  
例：ドアノブ、エレベーターボタン、会話テーブル、椅子、自転車ハンドル、車いすなど
- ・ 消毒液は吹きかけるだけでなく、乾いたペーパータオルなどで拭きとるようにします。
- ・ プラスチックや金属には、3 日ぐらいウイルスが残ることもあるため、定期的に消毒します。
- ・ 拭きとりには、可能であれば、ペーパータオル等の使い捨てが適当です
- ・ 各自でウェットティッシュや消毒液などを携帯し、常に手やテーブルを消毒できるようにしておきます。

#### （食事）

- ・ 食品・物資の手渡しは厳禁です。個包装の製品を準備します。
- ・ 避難者が一斉に取りに来ないようにエリア毎に配布します。
- ・ 配布場所にはアルコール消毒液を設置しておきます。

#### （その他）

- ・ 複数方向の窓があれば両方開けるか、窓が 1 カ所の場合は出入口扉も開ける等空気の流れができるように換気します。（目安：1 時間毎、10 分）
- ・ ライフライン機能の復旧状況などを迅速に情報提供し、自宅避難を促します。

⑤ 勤務中の注意

- 出勤した時と終了時に体温を測り、毎日記録することを徹底します。
- 担当区域（療養スペースと一般スペース）から出ないことを徹底します。
- 就業後等に、同僚などと一緒に外出や食事しないように心がけます。
- 外出から帰ってきたら、屋外で服のほこりをブラッシングします。
- 体調不良などを感じたら、直ちに業務を中断し、報告のうえ帰宅し療養します。

⑥ 避難所で感染症の疑いが発生した場合の備え

- 避難所で感染者が出た場合、避難所を封鎖するかどうか、保健部門と相談し、必要に応じて接触した職員は検査を受けるようにします。
- 毎日、療養（隔離）スペース異動者数など感染に関する状況を記録し、必要に応じて保健所に報告できるようにしておきます。

例：避難者の健康状態・外来訪問者の記録・その他気がついたことなど

※ 本ガイドライン別冊は、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡を参考に作成しています。

令和2年4月7日 厚生労働省事務連絡（概要）

■避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（概要）

●可能な限り多くの避難所の開設

通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、ホテルや旅館等の活用等も検討

●親戚や友人の家等への避難の検討

可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知

●自宅療養者等の避難の検討

感染症の軽症者等は、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討

●避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認は、避難所到着時に行うことが望ましい。

避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認

●手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底

●避難所の衛生環境の確保

定期的に清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える

●十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内は、十分な換気に努め、避難者が十分なスペースを確保

●発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保

症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーンと動線を区分

●避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、適切な対応を事前に検討。